# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務 全項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

# 評価実施機関名

山口県後期高齢者医療広域連合

# 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

# 公表日

平成29年2月27日

[平成28年1月 様式4]

# 項目一覧

I 基本情報	
(別添1)事務の内容	
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	
IV その他のリスク対策	
Ⅴ 開示請求、問合せ	
Ⅵ□評価実施手続	
(別添3) 変更箇所	

## I 基本情報

#### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

#### ①事務の名称

後期高齢者医療制度関係事務

#### ■制度内容

後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に関する保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以上)になると、現在加入している国民健康保険や健康保険組合から移行となり、後期高齢者だけの独立した医療制度に組み入れられるという点や、徴収方法が年金からの特別徴収(天引き)が基本となっている点等が特徴として挙げられる。

後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市区町村が加入する広域連合)が設置され、保険者となる。政令指定都市も独立した運営ではなく、その市がある都道府県の広域連合に参加することになる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市区町村が処理する事務とされている。

対象となる被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と、広域連合の区域内に住所を有する65~74歳の者であって、広域連合から障害等による被保険者資格の認定を受けた者である。後期高齢者医療制度における療養の給付等については、概ね健康保険と同様の給付が行われる。また、加入者全員が「被保険者」となる(「被扶養者」という概念はない)ため健康保険に定める「家族給付」は存在しない。

後期高齢者医療制度の財政は、医療給付費の約5割を公費(内訳は国:都道府県:市町=4:1:1)で、約4割を各医療保険の加入者で負担し(後期高齢者交付金)、残りの約1割を被保険者の保険料で負担するように設定されている。

また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)又は国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)」(以下、「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下、「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。

#### ■事務内容(詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照。)

後期高齢者医療制度では、山口県後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という。)と構成市町 (以下、「市町」という。)が連携して事務を行い、基本的な役割分担は、次のとおりとなる。

- 〇広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付
- 〇市町:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収

また、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の、代表的なものは以下のとおりとなる。

#### 1. 資格管理業務

○住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動

市町から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。次に記述する即時交付申請分と併せて、被保険者情報等の管理を行う。

〇被保険者証等の即時交付申請

住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。

※1 他保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり、確認が必要な場合は情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。

#### 2. 賦課・収納業務

#### 〇保険料賦課

市町から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する(※2)。

#### 〇保険料収納管理

広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市町において保険料に関する徴収方法と納期を決定する。特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。

※2 保険料賦課にあたり、所得情報等の確認が必要な場合は情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。

#### ②事務の内容 ※

	3. 給付業務 市町において住民からの高額療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において高額療養費支給の認定処理を行い、市町から当該住民に対して高額療養費支給決定通知書等を交付する(※ 3)。
	※3 給付の決定にあたり、給付要件の確認が必要な場合は情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。
	4. 加入者情報管理業務(「1. 資格管理業務」に付随する事務) 〇平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会(以下、「国保中央会」という。)が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。 〇医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。
	※4 資格喪失や異動などあたり、資格関係情報に変更があった場合は中間サーバーの登録情報を更 新する。
	5. 副本管理業務(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) 中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要となる情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。
	6. 情報照会業務(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) 〇情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 〇広域連合は、中間サーバーからの情報照会結果等を受領し管理する。
	※5 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。
	7. 地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する業務(「1. 資格管理業務」に付随する事務) 市町から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。
③対象人数	<選択肢>

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

#### システム1

#### ①システムの名称

後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、「標準システム」という。)

※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、市町に設置される窓口端末で構成される。

#### 1. 資格管理業務

#### (1)住民基本台帳等の取得

市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能(※)を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。

#### ※ オンラインファイル連携機能とは

市町の窓口端末のWebブラウザ(Webページを閲覧するためのアプリケーション)を用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市町の窓口端末に配信する機能のことをいう。

#### (2)被保険者資格の異動

(1)により広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報を基に、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町の窓口端末へ配信する。

#### (3)被保険者証の即時交付申請

市町の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報を基に、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市町の窓口端末へ配信する。市町の窓口端末では、配信された決定情報を基に、被保険者証等を発行する。

#### 2. 賦課・収納業務

#### (1)保険料賦課

市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。広域連合の標準システムで 賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市町の窓口端末へ配信する。

#### (2)保険料収納管理

市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域 連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。

#### 3. 給付業務

市町の窓口端末を用いて、高額療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて支給決定を行い、市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、支給決定通知情報等を市町の窓口端末へ配信する。

#### 4. 加入者情報管理業務

#### ②システムの機能

#### (1)加入者情報作成

標準システムを用いて、市町から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。

#### (2)加入者情報登録結果取込

広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを 入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。その後、標準システムを用いて、ファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。

#### 5. 副本管理業務

#### (1)資格情報作成

標準システムを用いて、被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。

#### (2)葬祭費情報作成

標準システムを用いて、葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。

#### (3)高額介護合算療養費情報作成

標準システムを用いて、高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。

	6. 情報照会業務 (1)情報照会要求 市町職員は市町の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。標準システムを用いて、情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)情報照会結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。その後、標準システムを用いて、ファイルに含まれる情報照会結果を管理する。市町職員は市町の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム		
@## <b>@</b> \$ 7 = 1	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム		
	[ ] その他 (	)	
システム2			
①システムの名称	中間サーバー		
②システムの機能	中間サーバーは、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるよのあり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシスを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。中間サーバーは、支払基金及び国保連合会から委託を受けた国保中央会(以下、「取りまとめ機いう。)が運営する。 (1)資格履歴管理事務に係る機能新規被保険者の基本4情報(またはその一部)、資格情報(個人番号を含む)を中間サーバーに登る。。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能〇機関別符号取得他の機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。〇情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行る情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行る情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行る情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う情報提供ネットワークシステムを通じて、他の機関へ情報照会・提供を行った記録を生成する。 (3)本人確認事務に係る機能 〇個人番号取得基本4情報(またはその一部)を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(個人番号する。 ○基本4情報取得個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(基本4情報等)を取得する	照く関録ですった。	
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[ 〇 ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム		
3 他のフステムとの1安地	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム		
	[ ]その他 (	)	
システム3			
システム4			
システム5			

#### 3. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル

#### 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

#### ①事務実施上の必要性

被保険者資格や給付情報等の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を 正確かつ効率的に実施するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市町で 使用されている宛名番号及び広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する 必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。

### ②実現が期待されるメリット

〇個人番号を利用することにより被保険者資格や給付の情報等をより正確かつ効率的に検索・照会することが可能となり、誤った相手に対して保険料の賦課・徴収や給付等を行うリスクを軽減できる。 〇現状で情報の連携のために使用されている宛名番号等は市町ごとに設定されているものであるが、 個人番号は全国の市区町村で共通の番号であるため、同一広域連合内において他の市町に転居した 場合でも、個人番号を利用することで同一人の正確な名寄せが可能となり、誤支給や誤賦課の防止がより確実なものとなる。

〇被保険者が広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報 照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。

#### 5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

- 〇番号法 第9条及び別表第一第59号
- ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
- 〇住民基本台帳法 第30条の9

#### 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無

実施する

- <選択肢>
- 1) 実施する
- 2) 実施しない3) 未定
- 〇番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)

]

(照会) 別表第二 項番80、81

番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供) 別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、 97、109、119

番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2

#### ②法令上の根拠

〇高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託)

(照会) 第1項 第1号 (提供) 第1項 第2号 (委託) 第2項

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。

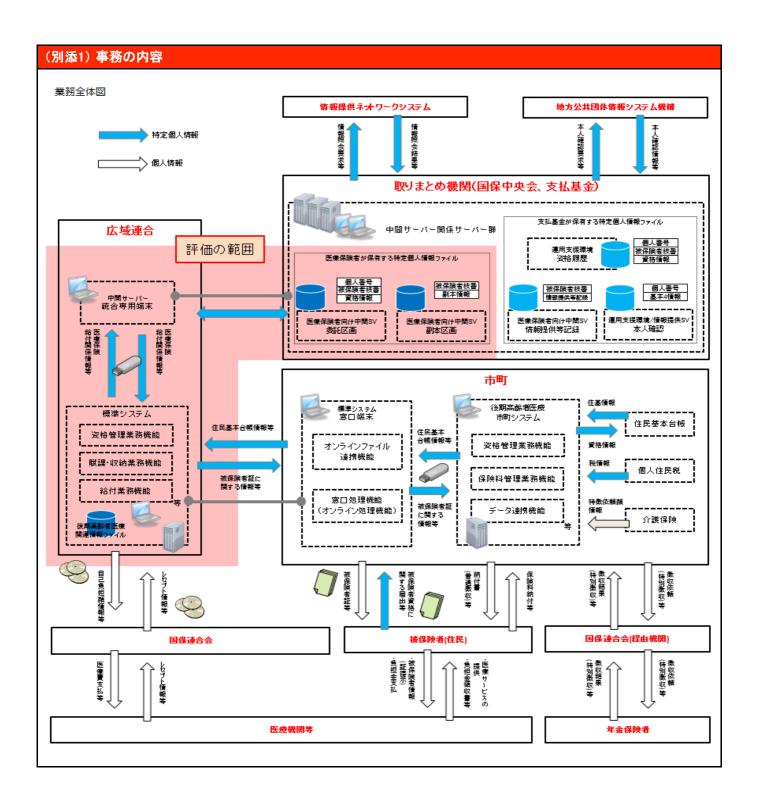
#### 7. 評価実施機関における担当部署

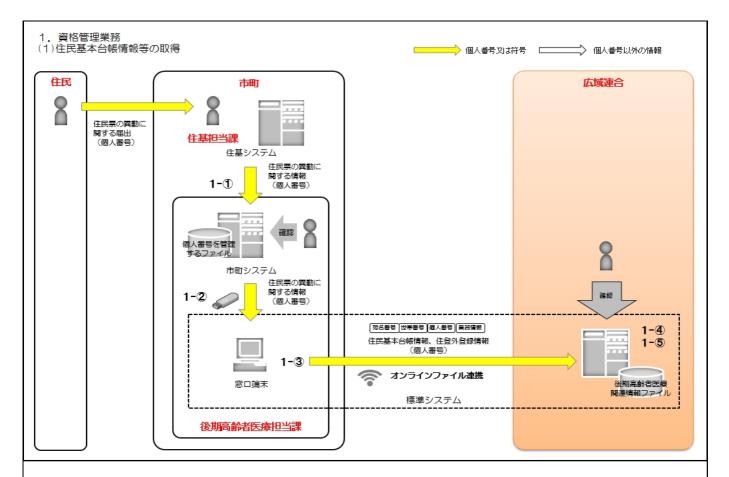
 ①部署
 総務課

 ②所属長
 中野 忠信

#### 8. 他の評価実施機関

\_



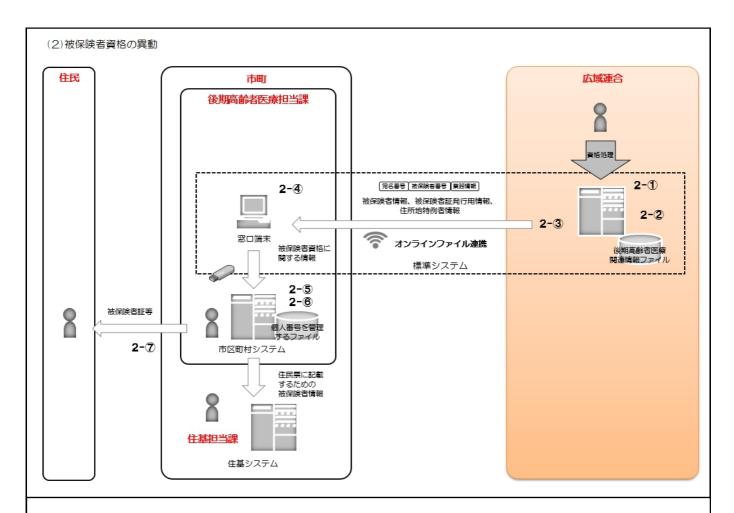


#### 1. 資格管理業務

- (1) 住民基本台帳情報等の取得
- 1-① 後期高齢者医療市町システム(以下、市町システム)は、住基システムから住民票の異動に関する情報の移転を受け、市町システムに更新する。
- 1-② 市町システムから、被保険者と世帯員及び被保険者以外の年齢到達予定者についての住民票の異動に関する情報等を電子 媒体に移出し、市町の窓口端末に移入する。
- 1-③ 市町の窓口端末から広域連合の標準システムに、個人番号を含む「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」が送信される。
- 1-④ 広域連合の標準システムでは、送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1-⑤ 広域連合の標準システムでは、市町から送信された当該情報に含まれる「市町と同一の宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理される。

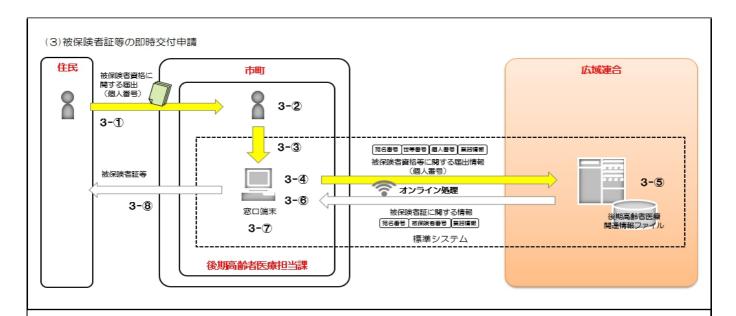
#### ※ 宛名番号、世帯番号、被保険者番号について

- 〇宛名番号及び世帯番号は、各市町がそれぞれ設定している既存の番号であり、広域連合は市町のそれぞれの宛名番号及び世帯番号を市町コードとともに保有・管理している。宛名番号及び世帯番号で管理している情報は、主に住民基本台帳関係の情報や資格の得喪に関する情報である。
- 〇被保険者番号は各広域連合がそれぞれ設定している既存の番号であり、市町は所属している広域連合の被保険者番号を保有・ 管理している。被保険者番号で管理している情報は、主に資格の内容や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報である。
- 〇広域連合及び市町は、宛名番号、世帯番号、被保険者番号をそれぞれ個人番号と紐付けして保有・管理している。
- ※ オンラインファイル連携機能とは、市町の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバーに 送信する機能と、広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市町の窓口端末に配信する機能の ことをいう。
- ※ 被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報管理業務」に記載している。
- ※ 中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本管理業務」に記載している。
- ※ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会業務」に記載している。
- ※ 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する 業務」に記載している。

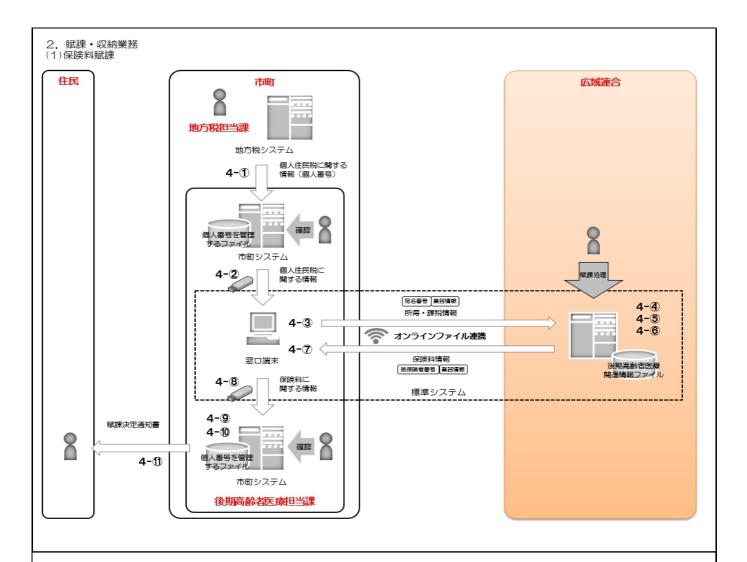


#### (2) 被保険者資格の異動

- 2-① (1)において市町の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」により、 広域連合は住民票の異動や年齢到達等を把握し、広域連合の標準システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・資格要件の変更 に関する処理を行う。
- 2-② 広域連合の標準システムでは、「市町と同一の宛名番号」と「個人番号」に、さらに「被保険者番号」が紐付けられる。
- 2-③ 市町の窓口端末による即時異動分を含めて、広域連合の標準システムに「被保険者情報」等が作成される。
- 2-④ 広域連合の標準システムから市町の窓口端末に、「被保険者情報」等を配信する。
- 2-⑤ 市町では、市町の窓口端末から「被保険者情報」等を電子媒体に移出し、市町システムに移入する。
- 2-⑥ 市町システムでは、移入された「被保険者情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。市町では、既に「宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理されているため、そこに「被保険者番号」を紐付けして管理される。
- 2-⑦ 被保険者証等を作成して交付する。
- ※ 市町の窓口端末における即時異動分は、「(3)被保険者証等の即時交付申請」に記載している。
- ※ 被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報管理業務」に記載している。
- ※ 中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本管理業務」に記載している。
- ※ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会業務」に記載している。
- ※ 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する 業務」に記載している。

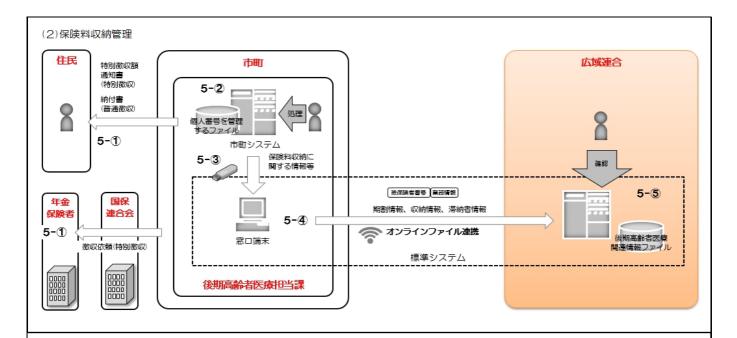


- (3) 被保険者証等の即時交付申請
- 3-① 市町の後期高齢者医療窓口において、住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付ける。
- 3-② 市町において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 3-③ 市町の窓口端末に、個人番号を含む申請事項を登録する。
- 3-④ 市町の窓口端末に登録された申請事項は、個人番号と併せて広域連合の標準システムに登録されることで、当該住民に対して資格取得がされる。
- 3-⑤ 広域連合の標準システムでは、市町において登録された「市町と同一の宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理される。
- 3-⑥ 市町の窓口端末において、広域連合の標準システムに登録された資格情報を取得する。
- 3-⑦ 市町では、市町の窓口端末に表示した情報を確認し、被保険者証等の発行を行う。
- 3-⑧ 被保険者証等を交付する。
- ※ オンライン処理とは、市町に設置された市町の窓口端末のWebブラウザに表示される広域連合の標準システムの画面を経由して、被保険者からの申請情報の登録、保険料台帳の内容確認、各業務の帳票出力等に使用し、広域連合の標準システムを画面操作することを指す。
- ※ 被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報管理業務」に記載している。
- ※ 中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本管理業務」に記載している。
- ※ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会業務」に記載している。
- ※ 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する 業務」に記載している。



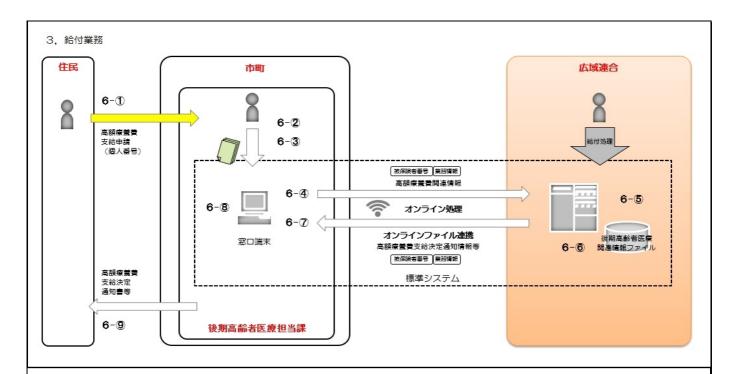
#### 2. 賦課・収納業務

- (1) 保険料賦課
- 4-① 市町システムは、地方税システムから個人住民税に関する情報の移転を受け、市町システムに更新する。
- 4-② 市町システムから個人住民税情報を電子媒体に移出し、市町の窓口端末に移入する。
- 4-③ 市町の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「所得・課税情報」が送信される。
- 4-④ 広域連合の標準システムでは、送信された「所得・課税情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑤ 広域連合の標準システムにおいて、保険料賦課の処理を行う。
- 4-⑥ 広域連合の標準システムに「保険料情報」が作成される。
- 4-⑦ 広域連合の標準システムから市町の窓口端末に、「保険料情報」等を配信する。
- 4-⑧ 市町では、市区町村の窓口端末から「保険料情報」等を電子媒体に移出し、市町システムに移入する。
- 4-③ 市町システムでは、移入された「保険料情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑩ 市町システムでは、必要に応じて該当する通知書等を発行する。
- 4-① 通知書等を交付する。
- ※ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会業務」に記載している。



#### (2) 保険料収納管理

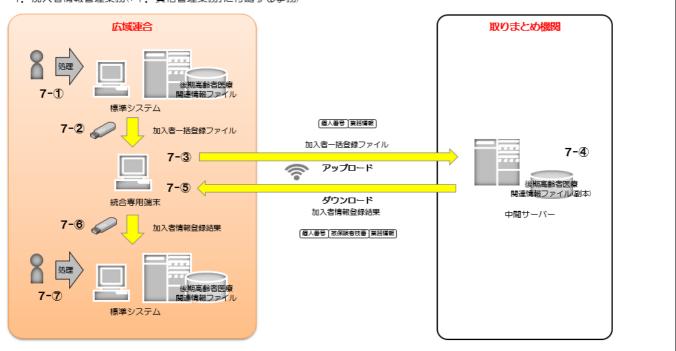
- 5-① 市町で、保険料の徴収方法と納期を決定し、「特別徴収額通知書」や、「納付書」の交付を行い、保険料の徴収を行う。特別徴収の場合は、国保連合会を経由して年金保険者に対して徴収を依頼し、保険料の徴収を行う。
- 5-② 市町システムにおいて、保険料の賦課及び徴収の実施状況に関するデータ管理を行う。
- 5-③ 市町システムから、保険料収納に関する情報等を電子媒体に移出し、市町の窓口端末に移入する。
- 5-④ 市町の窓口端末から、広域連合の標準システムに「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」が送信される。
- 5-⑤ 広域連合の標準システムでは、送信された「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- ※ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会業務」に記載している。



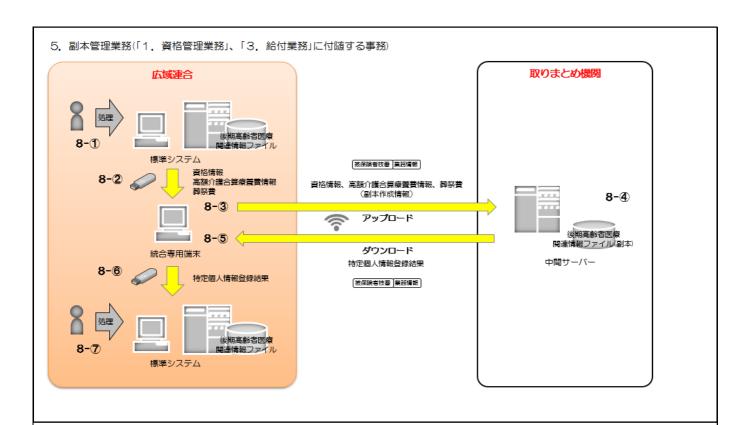
#### 3. 給付業務

- 6-① 市町の後期高齢者医療窓口において、被保険者から個人番号が記入された高額療養費支給申請に関する届出を受け付ける。
- 6-② 市町において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 6-③ 市町の窓口端末に、申請事項を登録する。
- 6-④ 市町の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「高額療養費関連情報」が送信される。
- 6-⑤ 広域連合の標準システムでは、送付された「高額療養費関連情報」に基づいて、同システムで高額療養費の支給決定処理を行う。
- 6-⑥ 広域連合の標準システムに「高額療養費支給決定通知情報」等が作成される。
- 6-⑦ 広域連合の標準システムから市町の窓口端末に、「高額療養費支給決定通知情報」等を配信する。
- 6-⑧ 市町において、市町の窓口端末に表示した情報を確認し、高額療養費支給決定通知書等の発行を行う。
- 6-9 高額療養費支給決定通知書等を交付する。
- ※ 中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本管理業務」に記載している。
- ※ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会業務」に記載している。

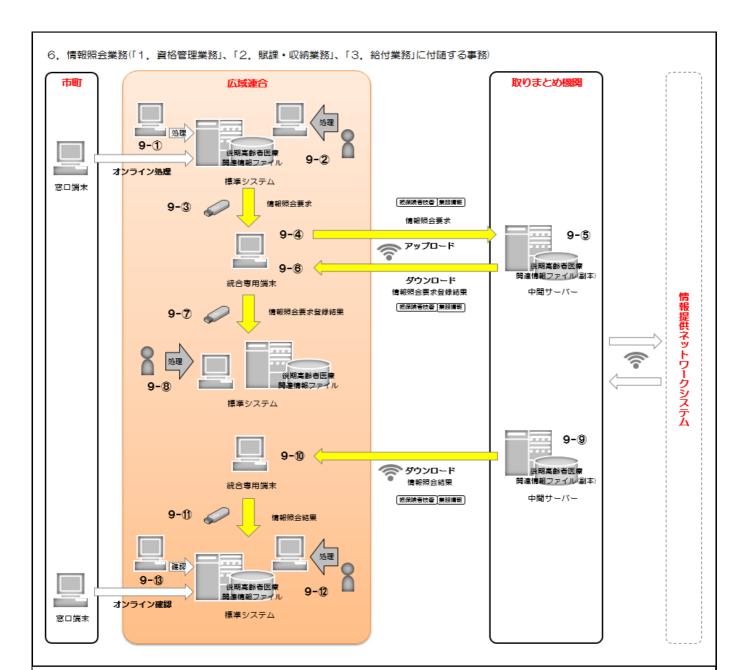
4. 加入者情報管理業務(「1. 資格管理業務」に付随する事務)



- 4. 加入者情報管理業務(「1. 資格管理業務」に付随する事務)
- 7-① 一括処理で被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、加入者情報一括登録ファイルを作成する。
- 7-② 広域連合の標準システムから加入者情報一括登録ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
- 7-③ 統合専用端末から中間サーバーへ加入者情報一括登録ファイルをアップロードする。
- 7-④ 中間サーバーで加入者情報一括登録ファイルの取込処理、及び被保険者枝番の生成処理が行われ、被保険者枝番及び処理結果が加入者情報登録結果ファイルに出力される。
- 7-⑤ 中間サーバーから統合専用端末へ加入者情報登録結果ファイルをダウンロードする。
- 7-⑥ 統合専用端末から加入者情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 7-⑦ 一括処理で加入者情報登録結果ファイルを取り込む。

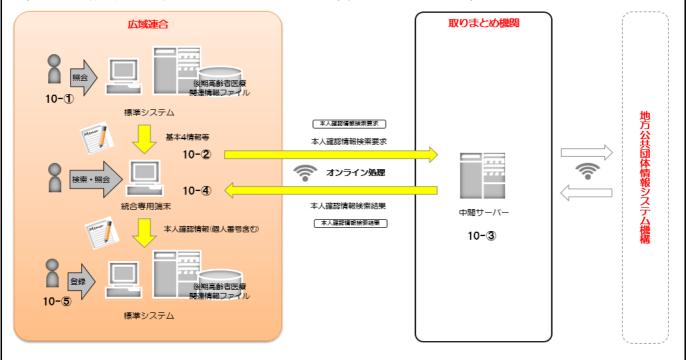


- 5. 副本管理業務(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
- 8-① 一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。
  - ○資格情報登録ファイル ○高額介護合算療養費情報登録ファイル ○葬祭費登録ファイル
- 8-② 広域連合の標準システムから上記8-①のインタフェースファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
- 8-③ 統合専用端末から中間サーバーへ上記8-①のインタフェースファイルをアップロードする。
- 8-④ 中間サーバーで上記8-①のインタフェースファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。
- 8-⑤ 中間サーバーから統合専用端末へ特定個人情報登録結果ファイルをダウンロードする。
- 8-⑥ 統合専用端末から特定個人情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 8-⑦ 一括処理で特定個人情報登録結果ファイルを取り込む。



- 6. 情報照会業務(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
- 9-① 市町の窓口端末や広域連合の標準システムからオンライン画面で情報照会要求を行う。
- 9-② 一括処理で情報照会要求ファイルを作成する。
- 9-③ 広域連合の標準システムから情報照会要求ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
- 9-④ 統合専用端末から中間サーバーへ情報照会要求ファイルをアップロードする。
- 9-⑤ 中間サーバーで情報照会要求ファイルの取込処理が行われ、処理結果が情報照会要求登録結果ファイルに出力される。
- 9-⑥ 中間サーバーから統合専用端末へ情報照会要求登録結果ファイルをダウンロードする。
- 9-⑦ 統合専用端末から情報照会要求登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 9-⑧ 一括処理で情報照会要求登録結果ファイルを取り込む。
- 9-9 中間サーバーで情報照会結果ファイルが作成される。
- 9-⑩ 中間サーバーから統合専用端末へ情報照会結果ファイルをダウンロードする。
- 9-(1) 統合専用端末から情報照会結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
- 9-12 一括処理で情報照会結果ファイルを取り込む。
- 9-③ 市町の窓口端末や広域連合の標準システムで、情報照会結果をオンライン画面から確認する。

7. 地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する業務(「1. 資格管理業務」に付随する事務)



#### (備考)

- 7. 地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する業務(「1. 資格管理業務」に付随する事務)
- 10-① 広域連合の標準システム端末で、本人確認情報検索の対象となる被保険者等を検索し、当該者の基本4情報等を確認する。
- 10-② 統合専用端末に、上記10-①で確認した基本4情報等を入力し、地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報を要求する。
- 10-③ 支払基金は上記10-②で照会要求のあった本人確認情報を地方公共団体情報システム機構に照会し、照会結果を統合専用端末へ送信する。
- 10-④ 統合専用端末で、本人確認情報(個人番号を含む)を確認する。
- 10-⑤ 広域連合の標準システムから、当該者の本人確認情報を入力して、後期高齢者医療関連情報ファイルを更新するなど(具体的な運用に関しては、広域連合と市町との間で、あらかじめ取り決めておく必要がある)。

#### ※ 基本4情報等について

基本4情報で個人番号を入手するケースに加え、個人番号で基本4情報を入手するケースを含む。

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

## 1. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル

	<選択肢>
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	〇被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) 〇世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者 〇過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※ 高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者。
ての必要性	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
④記録される項目	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)10項目未満</li><li>2)10項目以上50項目未満</li><li>3)50項目以上100項目未満</li><li>4)100項目以上</li></ul>
	・識別情報  [ ○ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ○ ] その他識別情報(内部番号)  ・連絡先等情報  [ ○ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ○ ] 連絡先(電話番号等)  [ ○ ] その他住民票関係情報  ・業務関係情報  [ ○ ] 国税関係情報 [ ○ ] 地方税関係情報 [ ○ ] 健康・医療関係情報  [ ○ ] 医療保険関係情報 [ ○ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ○ ] 障害者福祉関係情報  [ ○ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ○ ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ ○ ] 雇用・労働関係情報 [ ○ ] 年金関係情報 [ ○ ] 学校・教育関係情報  [ 〕 災害関係情報 [ ○ ] 年の他 ( )
で その妥当性 () () () ()	○個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表第一第59号により利用可。 ○その他識別情報(内部番号): (宛名番号・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 (被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ○基本4情報、連絡先:被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。 ○地方税関係情報:保険料賦課・徴収に関する事務を行うために記録するもの。 ○健康・医療関係情報:給付に関する事務を行うために記録するもの。 ○医療保険関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ○○医療保険関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ○○生活保護・社会福祉関係情報:適用除外に関する事務を行うために記録するもの。 ○○生活保護・社会福祉関係情報:高額医療・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。
全ての記録項目	別添2を参照。
5保有開始日 3	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	業務課

3. 特定個人情報の入手・	使用	
	[ ]本人又は本人の代理人	
	[ ]評価実施機関内の他部署 (	)
	[ ]行政機関・独立行政法人等 (	)
①入手元 ※	[O]地方公共団体·地方独立行政法人 ( 市町	)
	[ ]民間事業者 (	)
	「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条 [〇]その他 (第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「 共済組合」	
	[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュス	メモリ
②入手方法	[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム	
<b>公</b> 八十万法	[〇]情報提供ネットワークシステム	
	[〇]その他 (LGWAN、住民基本台帳ネットワークシステム	)
③入手の時期・頻度	■市町からの特定個人情報の入手  1. 資格管理業務 ○住民基本台帳情報 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	予為とし ひび準 成28

#### ■入手する根拠

- 1. 広域連合が市町の窓口業務担当部署から情報を入手する根拠
- 〇住民基本台帳情報

高齢者の医療の確保に関する法律第48条、地方自治法第292条

○住民基本台帳情報以外の情報

高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第138条、地方自治法第292条

- 2. 市町の窓口業務担当部署が市町内の他の部署から情報を入手する根拠
- 〇住民基本台帳情報

住民基本台帳法第1条

〇住民基本台帳情報以外の情報 番号法第9条第2項に基づく条例

- 3. 地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠
- 〇住民基本台帳法第30条の9
- 4. 情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠
- 〇番号法第19条7号及び同法別表第二項番80、81

※広域連合と市町は別の機関だが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を市町に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合等については、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため広域連合が市町の窓口担当部署から情報を入手することは、同一部署内での内部利用となる。なお、窓口業務担当部署から入手する情報は、法令に基づき窓口業務担当部署が市町内の他の部署から適切に入手した情報となっている。

#### ■市町からの入手の時期・頻度の妥当性

- 1. 資格管理業務
- 〇住民基本台帳情報

住民異動が日々発生し、被保険者資格に反映する必要があるため日次。

〇住登外登録情報

被保険者に関する住民異動が日々発生し、最新の住所等を被保険者資格に反映する必要があるため 日次。

〇被保険者資格に関する届出

転入時等に市町窓口において申請者に被保険者証を即時交付する必要があるため届出のある都度。

#### ④入手に係る妥当性

#### 2. 賦課・収納業務

〇所得•課税情報

個人住民税の異動に関する賦課が月次で行われ、最新の所得等を保険料に反映させる必要があるため月次。

〇期割情報

被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。

〇収納状況

保険料に関する納付等の収納事務が日々発生するため日次。

〇滞納者情報

保険料に関する納付等の収納事務が日々発生し、保険料の納付によって滞納者でなくなったことを滞納者情報に反映する必要があるため日次。

- 3. 給付業務
- 〇高額療養費関連情報等

高額療養費の初回申請は日々発生するが、高額療養費は月ごとにまとめて支給決定するため月次。

- ■市町からの入手方法の妥当性
- 〇標準システムにおける入手は、LGWAN回線(総合行政ネットワーク)を用いて行う。LGWAN回線は、 高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワークであり、信頼性、安定性の高い通信環境が期待でき るものである。
- 〇申請書やその添付書類も、審査、認定及び確認のため入手が必要になる。入手した申請書等は、広域連合の文書規程に基づき、適切に処置をしている。
- ■情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性
- 〇広域連合は番号法別表第二項番80、81の規定に基づき、統合専用端末を用い、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。
- 〇特定個人情報の入手の時期や頻度は、医療保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照会依頼を 行う都度、随時入手する。
- ■地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手に係る妥当性
- 〇広域連合が市町の窓口業務担当部署から入手ができない個人番号は、住民基本台帳法第30条の9 の規定に基づき、支払基金を介して、地方公共団体情報システム機構から入手する。
- ○統合専用端末で中間サーバーを介して即時照会し、随時入手する。

⑤本人への明示		÷	1. 高齢者の医療の確保に関する法律法第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。 2. 被保険者等に対する個人番号を取得するにあたっては、あらかじめ以下の内容を示している。 〇資格履歴管理事務において、国保連合会から委託を受けた国保中央会に個人番号を提供し、国保中央会が個人番号を管理すること。 〇情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務において、支払基金が機関別符号を入手、管理すること、及び支払基金が情報提供等記録を生成、管理すること。 〇本人確認事務において、支払基金に個人番号を提供すること。
⑥使用目的 ※			〇被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。 〇個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 〇資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。
	変更0	の妥当性	_
⑦使用の主体		使用部署	業務課
		使用者数	<選択肢>

#### 1. 資格管理業務

#### 〇住民基本台帳等の取得

市町の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。

#### 〇被保険者資格の異動

広域連合の標準システム内に蓄積されている住民に関する情報から、年齢到達者等を抽出し、被保 険者資格に関する審査・決定を行う。また、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町の窓口 端末へ配信し、市町の窓口端末から同データを移出して、市町システム内に移入することで、市町シス テムにおいても同情報を管理する。

#### 〇被保険者証の即時交付申請

市町の後期高齢者医療窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に市町の窓口端末に入力する。市町の窓口端末への入力後は、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定が行われるので、市町の窓口端末から被保険者証等を発行し交付する。

#### 2. 賦課・収納業務

#### 〇保険料賦課

個人住民税に関するデータを、市町の地方税システムから移出し、市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報データを市町の窓口端末に配信し、市町の窓口端末から同データを移出して、市町システム内に移入し、市町では当該住民に賦課決定通知書等で通知する。

#### 〇保険料収納

市町システムでは、保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。また、保険料収納に関する情報等に関するデータを移出し、市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。

#### 3. 給付業務

市町の後期高齢者医療窓口において、住民からの高額療養費支給申請書に関する届出を受け付け、その届出内容を市町の窓口端末に入力する。広域連合の標準システム内では、当該情報の他にレセプト情報等を管理しており、それらを用いて高額療養費支給の認定処理を行い、高額療養費支給決定通知情報等を作成し交付する。市町の窓口端末で高額療養費支給決定通知情報等を移出して、高額療養費支給決定者等の情報を共有する。

#### 4. 情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する業務

〇個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照 を行うことに使用する。

○資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。

## 情報の突合 ※

○被保険者からの申請等を受け付ける場面において、申請書に記載された情報と広域連合で管理する 被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて個人と業務データの正確な紐付けを 個人番号で行う。

#### 〇同一広域連合内である市町から他の市町に転居した場合に、転居先の市町から入手した住民基本台 帳等の情報と広域連合で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて同 一人の名寄せを行う。

○資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で該当被保険者の申請情報と突合する。

# 情報の統計分析

個人に着目した分析・統計は行わず、資格取得、喪失等の集計や統計のみを行う。

#### 権利利益に影響を 与え得る決定 ※

被保険者資格決定、保険料賦課額決定、給付金決定。

#### ⑨使用開始日

⑧使用方法 ※

平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[       委託する       ]       <選択肢>         (       5)件
委託事項1		標準システムの運用管理
①委言	<b>壬内容</b>	運用に関する支援(バッチ処理パラメータの入力、実行、結果確認等)、標準システムのバージョンアップ、障害発生時の復旧支援、定期稼働報告、運用に関するアドバイス等。
	及いを委託する特定個 プアイルの範囲	<選択肢> (選択肢> (選択肢> (事定個人情報ファイルの全体 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	〇被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) 〇世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者 〇過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者
		※ 高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者。
	その妥当性	当該委託業務おいては、被保険者や世帯構成員など特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要があるため。
③委言		             
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ 」フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇] その他 (広域連合事務局内で作業することとしており、外部提供は行っていない。 )
⑤委言	<b>モ先名の確認方法</b>	山口県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の規定に基づき確認可能。
<b>⑥委</b> 言	<b>壬先名</b>	株式会社日立製作所中国支社
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は 名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲等及びその他広域連合のセキュリティーポリシー 等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関す る履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委 託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。
	⑨再委託事項	標準システム運用管理業務の一部(バッチ処理パラメータの入力、実行、バックアップデータの取得と 保管、外字登録等)

委託事項2		療養費の支給申請書に係るデータ作成及び審査		
①委託内容		療養費の支給申請書(一般診療、補装具、柔道整復等)に係るデータ作成及び審査。		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)		
	<b>地西</b>	※ 高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者。		
	その妥当性	広域連合において療養費の支給決定を行うにあたり、被保険者等から提出される特定個人情報が記載された療養費支給申請書を効率よくデータ化すると共に、内容に係る審査を行う必要があるため。		
③委言	<b>毛先における取扱者数</b>	<選択肢>		
	€先への特定個人情報 レの提供方法	[ ] 専用線       [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ [ O ] 紙         [ ] その他 ( )		
⑤委詞	<b>モ先名の確認方法</b>	山口県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の規定に基づき確認可能。		
<b>⑥</b> 委詞	<del></del>	山口県国民健康保険団体連合会		
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない		
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲等及びその他広域連合のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。		
	⑨再委託事項	データ入力		
委託	事項3	中間サーバーにおける資格履歴管理事務		
①委言	<b></b>	個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号 との紐付管理		
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	〇被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 〇世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 〇過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者		
		※ 高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者。 (注) 世帯構成員に関しては、被保険者資格の履歴管理は行わない。		
	その妥当性	広域連合における資格履歴を管理するため。		

③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 1) 10人以上100人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委割	氏先名の確認方法	山口県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の規定に基づき確認可能。
<b>⑥委</b> 詞	<b></b> 无先名	山口県国民健康保険団体連合会(山口県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託先の山口県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、 再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履 行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他広域連合が求める情報について記載した書面 による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の 提出を受け、山口県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること 等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委 託先が更に再委託する場合も同様とする。)。
	9再委託事項	中間サーバーにおける資格履歴管理事務のすべて
委託	事項4	中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務
①委託	千内容	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理
	吸いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	〇被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 〇世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 〇過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※ 高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者。 (注) 世帯構成員に関しては、情報提供は行わない。
	その妥当性	広域連合と情報提供ネットワークシステムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。また、広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委詞	氏先名の確認方法	山口県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の規定に基づき確認可能。

⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、 再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への 立ち入り調査に係る要件、その他広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び 再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金 と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、 決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。
	⑨再委託事項	中間サーバーの運用・保守業務
委託	事項5	中間サーバーにおける本人確認事務
①委訂	<b></b>	地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号取得及び 本人確認情報の取得
	吸いを委託する特定個 プファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	〇被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 〇世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 〇過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※ 高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者。
	その妥当性	広域連合と地方公共団体情報システム機構との対応窓口を、支払基金に一本化するため。
③委言	<b>そ先における取扱者数</b>	<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		山口県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の規定に基づき確認可能。
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、 再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への 立ち入り調査に係る要件、その他広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び 再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金 と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、 決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。
	9再委託事項	中間サーバーの運用・保守業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 21 ) 件 [ <b>O</b> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第7号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
③提供する情報	番号法第19条第7号 別表第二に定める各特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	〇被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 〇過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※ 高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者。	
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )	
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	

移転先1	市町			
①法令上の根拠	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」 (平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担 当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)の「2 構成地方公共団体 の事務の一部を共同処理する場合について」において、広域連合と市町のやり取りは内部利用に当た るとされているが便宜上「移転」の欄に記載している。			
②移転先における用途	市町において、後期高齢者医療制度に関する保険料に関して、徴収方法を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収を依頼し、普通徴収の場合は納期限を定め普通徴収を実施する。また、住民へは保険料決定通知書や納付書等により賦課・徴収に関する通知を行う。			
③移転する情報	<ul> <li>1. 資格管理業務         <ul> <li>○被保険者情報</li> <li>後期高齢者医療の被保険者情報等</li> <li>○被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)</li> <li>被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等</li> <li>○住所地特例者情報</li> <li>住所地特例者の情報等</li> </ul> </li> </ul>			
	<ul> <li>2. 賦課業務         <ul> <li>○保険料情報                保険料算定結果の情報及び賦課計算の基となる情報等</li> </ul> </li> <li>3. 給付業務         <ul> <li>○高額療養費支給決定通知情報</li> <li>高額療養費支給決定情報の共有に必要な情報と宛名情報等</li> </ul> </li> </ul>			
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	○被保険者(※): 75歳以上の者、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき 認定した者) ○過去に被保険者であった者			
	※ 高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者。			
	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線			
⑥移転方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
<b>②</b> 传転刀法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙			
	[ <b>O</b> ] その他 ( LGWAN )			
⑦時期·頻度	<ul> <li>1. 資格管理業務         <ul> <li>一被保険者情報</li> <li>番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</li> <li>○被保険者証発行用情報(被保険者証に関する情報)</li> <li>番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</li> <li>○住所地特例者情報</li> <li>番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、異動がある都度に随時。</li> </ul> </li> <li>2. 賦課業務         <ul> <li>○保険料情報</li> <li>番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</li> </ul> </li> <li>3. 給付業務</li> <li>○高額療養費支給決定通知情報</li> </ul>			
	番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、被保険者から高額療養費の支給申請がある都度に随時。			

6. 特定個人情報の保管・消去				
①保管場所 ※		■標準システムにおける措置 1. 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内に データを保管している。		
		○標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、操作を許可された者だけが入室できる。 ○データセンターではカードキーでの認証に加え、サーバー室入室までに複数の鍵を要するなど、厳密 な入退出管理を実施している。 ○サーバー機器を設置しているラックは施錠されており、鍵を所持する者しか操作できない。。 ○サーバー室への入退出とサーバー管理端末の操作に関する権限付与は、広域連合のセキュリティポ リシー等に則して、統括情報セキュリティ責任者(事務局次長)及び情報セキュリティ管理者(所管課長)が 職員等に対して実施する。		
		2. 申請書等は施錠可能な保管庫で、広域連合の文書規程に基づき保管をしている。		
		■中間サーバーにおける措置 中間サーバーは、取りまとめ機関のデータセンターに設置しており、許可された者のみが入退室できる 管理対象区域に設置する。		
②保管期間	期間	<選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 1)3年 5)4年 6)5年 [ 20年以上 ] 4)3年 5)4年 6)5年 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない		
	その妥当性	■標準システムにおける保管期間 ○高齢者の医療の確保に関する法律により、平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の 制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間は保管する。 ○申請書等は広域連合の文書規程に基づき、適切に保管をしている。		
		■中間サーバーにおける保管期間 ○中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。 ○情報提供等記録項目については、7年間保管する。 ○本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。		
③消去方法		■標準システムにおける措置 ○事務に必要な期間が経過した時点で消去する。 ○申請書等は広域連合の文書規程に基づき、適切に破棄を行う。		
		■取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置 〇保管期間経過後は、中間サーバーから適切に廃棄等を行う。 ○使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕する。		
7. 備考				

#### (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

# 個人番号管理情報 •宛名番号 •被保険者番号 •個人番号 宛名番号

後期高齢者医療関連情報ファイル

<資格関連情報> 住民基本台帳情報 外国人登録情報 住登外登録情報 混合世帯情報 障害認定申請情報 負担区分判定対象情報 個人異動情報

適用除外者情報 被保険者

被保険者世代管理 被保険者履歴 老人保健情報 負担区分根拠情報

基準収入額申請世帯情報 負担区分一時記憶WK 個人情報変更履歴情報

負担区分判定登録抑止対象情報

扶養控除候補者情報

マイナンバー設定候補者WK

<共通情報> 稼働ログ管理

<賦課・収納関連情報>

賦課世帯管理 所得情報 資格異動ログ

<給付関連情報> 給付記録管理 葬祭費(その他支給) 高額療養費支給管理 特別療養費支給 給付制限個人管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト

再審査レセプト 当月レセプト 療養費支給

被保険者月別資格日数

高額介護合算療養費等支給申請書情報

<情報連携関連項目>

加入者情報管理(判定対象情報)

被保険者枝番

被保険者番号

<情報連携関連情報> 加入者情報管理(個人情報) 情報照会要求管理

情報照会状況管理

副本管理(判定対象情報) 副本管理(資格情報)

副本管理(高額介護合算療養費情報)

副本管理(葬祭費)

く資格関連情報> 障害認定申請情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者

被保険者世代管理 被保険者履歴

証発行管理 送付先情報

負担区分世帯番号情報 負担区分根拠情報

一部負担金減免申請情報 標準負担額減額認定情報 標準負担額減額入院情報 特定疾病認定申請情報

負担区分一時記憶WK 過去被保険者番号情報

加入保険者情報

被扶養者障害特定疾病証明書情報 徵収猶予内訳削除

個人情報変更履歴情報 短期証資格証候補者情報 追加情報該当者 参照用負担区分情報

扶養控除候補者情報

<共通情報> 稼働ログ管理 <賦課・収納関連情報>

賦課情報 賦課世帯管理 市町村別賦課情報

所得情報

保険料減免管理情報

賦課対象情報 資格異動ログ

実態調査用被保険者番号管理

期割収納情報 収納履歴 滞納情報 徴収猶予 徴収猶予内訳 期割収納削除情報 収納削除履歴 滞納削除情報

徴収猶予削除

<給付関連情報> 給付記録管理 高額療養費支給

葬祭費(その他支給) 高額療養費支給管理

特別療養費支給

口座

給付制限個人管理 給付制限レセプト管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト

支給管理 高額該当管理 再審査レセプト 当月レセプト 療養費支給

被保険者月別資格日数 レセプト負担区分管理

高額介護合算療養費等支給申請書情報

自己負担額証明情報

高額療養費特別支給金支給管理 特定疾患連絡対象者管理 突合レセプト増減情報 突合查定結果情報

後発医薬品差額通知送付情報

給付制限追加情報

一定点数超過管理セットアップ

一定点数超過管理

<情報提供等記録項目>

処理番号

処理番号の枝番

事務名称

事務手続名称

情報照会者部署名称

情報提供者部署名称

提供の求めの日時

提供の日時

特定個人情報名称

不開示コード

過誤事由コード

被保険者枝番

<本人確認項目>

その他条件 履歴情報

その他条件 消除者

その他条件 異動事由

主たる照会条件

事務区分(住基法)

事務区分(番号法)

住所

住所(大字以降)

住民区分

個人番号

利用事由

変更状況

市町村コード

市町村名

性別

情報表示

氏名

氏名かな

照会対象期間終了 年月日

照会対象期間開始 年月日

照会対象期間(照会基準日)

生存状況

生年月日

異動事由

異動年月日

異動有無

要求レコード番号

※ 中間サーバーに保存される「委託区画ファイル」、「副本区画ファイル」は、基幹システムで扱う特定個人情報ファイル(後期高齢者医療関連情報ファイル)の副本であることから、一体のものとして評価を行っている。

# Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

# 1. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul> <li>■市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置</li> <li>○入手元は市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われている。</li> <li>○市町からのデータ送信によって入手した情報を標準システムのデータベースに更新する際には、標準システムに付属する機能により項目間の関連性や整合性チェック等のエラー確認を行い、必要に応じて市町に対して情報の再作成依頼を行う。</li> <li>(注)市町の窓口端末からのデータ送信については、内部利用と整理されているが、便宜上「入手」の欄に記載している。</li> <li>■地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置□取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置○あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については速やかに削除する。</li> <li>○広域連合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。</li> <li>□中間サーバーにおける措置広域連合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバーが照会要求や結果送信を制御してい</li> </ul>				
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	る。  ■市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置  ○入手元は市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われている。 ○市町の窓口端末の入力画面では、入力項目が必要な情報のみに限定されているため、必要以上の情報が市町から入力されることのリスクを軽減している。 ○市町からのデータ送信によって入手した情報を標準システムのデータベースに更新する際には、標準				
	統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインタフェース仕様に沿って行われることにより、必要以外の機構保存本人確認情報の入手を防止している。				
その他の措置の内容	<del>-</del>				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2: 不適切な方法で入事	手が行われるリスク				
□市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置 入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町が適切な方法で入る。 □地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手するは口中間サーバーにおける措置 個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入れることはない。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク					
入手の際の本人確認の措置 の内容	入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において本人確認措置が行われている。				
個人番号の真正性確認の措置の内容	〇入手元は市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われている。 〇市町からのデータ送信によって入手した情報を標準システムのデータベースに更新する際には、標準システムに付属する項目間の関連性や整合性チェック等の機能を使用してエラー確認を行い、必要に応じて市町に対して情報の再作成依頼を行う。				
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	○入手元は市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われている。 ○市町の窓口端末による即時異動(被保険者証の即時交付申請)において、市町の窓口端末から画面入力でデータベースに登録した情報と、市町の住基システムから入手した情報を突合し、整合性チェックを行う。不整合がある場合には、必要に応じて市町に対して情報の再作成依頼を行う。 ○標準システムの対象者の検索結果を表示する画面は、個人識別情報と個人番号を同一画面上に表示する仕様になっている。これにより、個人番号のみで対象者の特定を行うことを抑止し、不正確な特定個人情報で事務を行うことのリスクを軽減している。				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク				
リスクに対する措置の内容	■市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置 ○広域連合の標準システムは市町の窓口端末とのみ接続され、接続には信頼性、安定性の高い通信環境が期待できるLGWAN回線を用いる。 ○広域連合の標準システムと市町の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ○広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町の窓口端末とのみりでから、イルス対策ソフト、ファイアウォール(※1)等によってセキュリティが確保された稼働環境であり、不適切な方法によってデータが漏えい。紛失することのリスクを軽減している。 ○広域連合の標準システムのサーバー及び端末にインストールされているウイルス対策ソフトは、常に最新のパターンファイルを適用している。 ○技域連合の標準システムのオーバー及び端末にインストールされているウイルス対策ソフトは、常に最新のパターンファイルを適用している。 ○技域連合の標準システム端末には、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 ○広域連合の標準システム端末には、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 ○広域連合の個人情報保護条例に情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。 ※1 ファイアウォール(防火壁)とは外部のネットワークからの攻撃や不正なアクセスから、自分たちのネットワークやコンピュータを防御するためのソフトウェアやハードウェアのこと。 ■地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置中間サーバーと広域連合の通信は、VPN(※2)等の技術を用いた専用線、IP-VPN(※3)による閉域サービス、IPSec(※4)による暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 ※2 VPNとはインターネット上の拠点間を専用線のように接続して、不正アクセスを防ぎ、安全な通信を可能にする技術のこと。 ※3 IP-VPNとは通信事業者が独自に保有する閉じたネットワーク(閉域網)を利用するVPN接続のこと。 ※3 IP-VPNとは通信事業者が独自に保有する閉じたネットワーク(閉域網)を利用するVPN接続のこと。				
リスクへの対策は十分か	<選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている				
	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

入手については市町の業務に依存する部分が大きいが、市町においても特定個人情報保護評価を実施し、適切な措置を講じている。

3. 特定個人情報の使用					
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
宛名システム等における措置 の内容	。 広域連合では市町の宛名システムに相当するシステムは存在しない。				
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	広域連合では広域連合の標準システム以外のシステムは存在しない。				
その他の措置の内容	標準システムは独立したシステムとなっており、市町の窓口端末以外のネットワークシステムからアクセスできないようにすることで、目的を超えた紐付けや、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2: 権限のない者(元職	t員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1)行っている   2)行っていない				
具体的な管理方法	<ul> <li>■標準システムにおける措置</li> <li>○標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにログインIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>○なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は行っていない。</li> <li>○標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。</li> <li>○離席時にはログアウトを行うことやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>○標準システムのパスワードは3ヵ月で期限切れとなり、定期的に変更する設定としている。</li> <li>○標準システムは、一定時間操作がなかった場合、自動でタイムアウトする設定としている。</li> <li>■取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置</li> <li>○中間サーバーを利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取り扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザIDを管理簿に記載、管理する。</li> <li>○共用のユーザIDの使用を禁止する。</li> <li>○パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。</li> <li>○退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。</li> <li>■中間サーバーにおける措置</li> <li>統合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバーで制御している。</li> </ul>				

アクセス権限の発効・失効の	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
管理 		り 行っている	2) 打つていない
具体的な管理方法	(1)ユージョンス (1)ユージョンス (1)ユージョンス (1)ユージョンス (1)ユージョンス (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	リシー等に基づき、以下の管理を行う。 は、権限と事務の対応表を作成する。 は、権限が必要となった場合、事務取扱いる。 は、2)は申請に基づき、対応表を確認の ーザID、パスワード、操作可能とする材 イポリシー等では、各情報管する情報できませた。 も、2)は申請に基づき、対応表を確認の ーザID、パスワード、操作可能とする材 イポリシーティ管理者は所管責任を有する。 の運用においる情報を は、当該事由が経生したりで情報を は、当該事由が経生したりが多生した。 は、当時では、おけるとは、当時では、 が経歴し、当該事は、 には、対のを理理をできませまする。 ののででは、 は、当時では、 は、対のででは、 は、対のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	担当者は担当事務ごとに必要なアクシ上、承認(アクセス権限の付与)を行機能を組み合わせて、操作(アクセス)が管する担当課長を情報セキュリティ方。とキュリティ管理者は、権限を更新した際には迅速にアクセス権限を決定し、当事務分野とアクセス権限を決定し、当事務と同様に管理する。 は、担当となる日から有効なアクセス権限が失効理簿には、担当となる日から有効なアクセス権限が失効理算には、担当となる日から有効なアクセス権限が失効理算には、担当となる日から有対なアクセス権限が失効理算には、担当となる日から有対なアクセス権限が失効理算には、「情報セキュリティ管理を行う。の管理を行う。のはして一般的なIDの付与権限を与える対して一般的なIDの付与権限を与える対して一般的なIDの付与権限を与える対して一般的なIDの付与権限を与える対して一般的なIDの付与権限を与える対して一般的なコーザIDを付与関連している。
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	の管理を実施する。 ○ID管理台帳を作成し、ユー〇ID管理台帳とシステムの引力管理台帳とシステムの引力を選集システムにログイン・Iに確認し、不正な運用が行れ〇職員等向けに、情報セキュリーが正の表をのユーザID、アクセス権限の〇コーザID、アクセス権限の〇は報セキュリティ管理者はする。 ○情報セキュリティ管理者はの点検・見直しを行う。 ○パスワードに設けられた有事中間サーバーにおける措	『  Jシー等に基づき、情報セキュリティ管・ザID付与者の担当事務やアクセス権登録内容を定期的に突合し、必要に応ログアウトを実施した職員等、時刻、指力れていないかを点検する。 ュリティ教育を実施し情報セキュリティでを実施し情報システムの適正な運用における措置 ②登録や変更は、情報セキュリティ管理、ユーザIDやアクセス権限の登録や 説随時、不要なユーザIDの残存や不必 「効期間に沿って、定期的に変更を行	理者は、以下のようなアクセス権限 程限、有効期限等を管理する。 にて権限の修正や失効を行う。 操作内容(照会内容)の記録を定期的 対策の重要性及び意識向上を行うとの を行うことの啓発に努めている。 理者以外は行えないものとする。 変更を行う都度、管理簿に記載し保管 要なアクセス権限の付与など管理簿 う。

特定侧	固人情報の使用の記録	<選択肢>   <選択肢>
	具体的な方法	<ul> <li>■標準システムにおける措置</li> <li>○標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>○情報セキュリティ管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>○当該記録については、広域連合のセキュリティポリシー等に基づき、保存する。</li> <li>■取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置中間サーバーの使用について、情報セキュリティ管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>■中間サーバーにおける措置特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。</li> </ul>
その他	也の措置の内容	_
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	3: 従業者が事務外で	使用するリスク
リスク	に対する措置の内容	■標準システムにおける措置 ○標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。 ○標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ○情報セキュリティ管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ○職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ○広域連合の個人情報保護条例に情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。
		統合専用端末を利用した情報照会依頼時等において、広域連合の職員に許可された事務/事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

# リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク ■標準システムにおける措置 〇標準システムには、GUIによるデータ抽出機能(※1)は搭載されておらず、オンライン操作により特定 個人情報が抽出されることはない。 ○標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録さ れ、システム管理者が定期的に記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 〇職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとと もに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ○広域連合の個人情報保護条例に情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制 している。 |※1 GUIによるデータ抽出機能とは GUIとはグラフィカルユーザインタフェースの略であり、ここではデータベースからデータを抽出するため の条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSVファイル等の形式で端末に出力 する機能のことを指す。 ■取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置 委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じる。 リスクに対する措置の内容 ○中間サーバーを利用して複製等のファイル操作が可能な職員等を最小限に限定する。 ○電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報セ キュリティ管理者の承認を得る。 〇被保険者の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し周知徹底する。 〇定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 ■中間サーバーにおける措置 ○情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用して広域連合の職員が情報提供等記録を ファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の 項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ○委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員が ファイル出力(ダウンロード)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみし か複製できないよう制限している。 |※2 統合専用端末にファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び 情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要とな る。 <選択肢> [ 十分である ] 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 被	F疋個人情報ノアイル(	の収扱いの安式	. 」委託しない
委託 委託	たによる特定個人情報の	の不正入手・不正な使用に関するリスク の不正な提供に関するリスク の保管・消去に関するリスク 用等のリスク	
情報係	保護管理体制の確認	広域連合の情報セキュリティポリシー等に基づき、委託先において個人情報がどうかを以下の観点で確認し、必要かつ適切な監督を行う。  〇個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等)  〇個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、デー  〇委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること	
	固人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[ 制限している ] <選択肢> 1)制限している 2)	制限していない
	具体的な制限方法	■広域連合で行う業務における措置 ○広域連合の情報セキュリティポリシー等に基づき、委託契約書において、 し、委託先の責任者及び作業者を広域連合へ通知させることとしている。 ○アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセ ことを委託事業者に遵守させることとしている。 ○委託事務の定期報告及び緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセ 的に報告させることとしている。 ■取りまとめ機関で行う委託業務における措置	2ス権限も必要最小限とする
		○取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サ ○運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員 業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対 ○パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。	員、取りまとめ機関と委託事
特定値いの記	固人情報ファイルの取扱 !録	では、	記録を残していない
	具体的な方法	<ul> <li>■広域連合で行う業務における措置</li> <li>○委託先の従業員等が標準システムへログインした際に、ログインを実施し容が標準システムに記録されるので、情報セキュリティ管理者が広域連合の査することで操作者個人を特定する。</li> <li>○当該記録については、広域連合のセキュリティポリシー等に基づき、保存・</li> <li>■取りまとめ機関で行う委託業務における措置</li> <li>○操作ログを中間サーバーで記録している。</li> <li>○操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングで</li> </ul>	)標準システムの記録を調する。
特定值	固人情報の提供ルール	<選択肢> [ 定めている ] 1) 定めている 2)	定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	■広域連合で行う業務における措置 ○広域連合の情報セキュリティポリシー等に基づき、委託先は、特定個人情 者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類し いことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ○広域連合の個人情報保護条例により、委託先においても個人情報の漏え 関する安全確保の措置を義務付けしている。 ○情報セキュリティ管理者は、委託契約の調査事項に基づき、必要があると を求める。 ■取りまとめ機関で行う委託業務における措置 ○契約書において広域連合が保有する個人情報を第三者に漏らしてはなら 先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ○定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われ	する行為をすることはできない、滅失、き損の防止等に さは調査を行い、又は報告 ない旨を定めており、委託

	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	■広域連合で行う業務における措置  ○広域連合の情報セキュリティポリシー等に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告及び 緊急時報告を義務付けている。 ○委託元と委託先間の特定個人情報のやり取りに関しては、標準システム上で操作内容を記録している。 ○当該記録については、広域連合のセキュリティポリシー等に基づき、保存する。 ○特定個人情報等の貸与を行う場合は、外部提供する際に必要に応じてパスワードの設定を行うこと及び情報セキュリティ管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。 ○情報セキュリティ管理者は、委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。  ■取りまとめ機関で行う委託業務における措置 ○提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ○定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。
特定值	固人情報の消去ルール	<選択肢>   定めている
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	■広域連合で行う業務における措置 特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、又は漏えいを起こさない方法によって確実に消去、もしくは処分することを、広域連合の情報セキュリティポリシー等に基づき、委託契約書に明記することとしている。 ■取りまとめ機関で行う委託業務における措置 情報提供等記録については、番号法第23条第3項に基づく施行令第29条の規定において、保存期間は7年間とされており、保存期間経過後は、広域連合が適切に廃棄等を行う。
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	<選択肢> [ 定めている ] 1)定めている 2)定めていない
	規定の内容	○秘密保持義務 ○特定個人情報の目的外利用の禁止 ○漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任の明確化 ○委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ○再委託の制限 ○契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を定めるとともに、委託先が広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。
	も も 生 生 生 に よる 特 定 個 人 情 イ ル の 適 切 な 取 扱 い の	<選択肢> 「 十分に行っている ] 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている
	具体的な方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先に求める遵守事項と同じ内 容を再委託先にも遵守させることとする。
その他	也の措置の内容	_
リスク	への対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定值	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
-		

5. 特定個人情報の提供・移	伝(委託や情報提供ネット	・ワークシステュ	ムを通じた提供を除く。)	[  ]提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が	「行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残してい	る ]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	ログインを実施した職員等め、情報セキュリティ管理 〇当該記録については、	等・時刻・操作に 者が記録を調 広域連合のセ	内容及びデータ配信された  査することで操作者個人を キュリティポリシー等に基っ	
 特定個人情報の提供・移転 に関するルール	[ 定めている	]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	組合又は広域連合と構成 13日」において、同一部 〇広域連合の個人情報係	だ地方公共団体 署内での内部 呆護条例では、	はとの間の特定個人情報の 利用の取扱いとするとされ	提供を制限することを定めており、市
その他の措置の内容	_			
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れて	いる ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	〇標準システムへのログステムに記録されるためで、操作者個人を特定ステロ端末とのネットワークに ・操作者の標準システロ端環境を確保している。 ・の広域連合の標準システロ端環境を確保の標準をであり、でではではではでででででででででででである。 で、以下一タ配信にではでいて、でいて、ではでき、保等をはいて、のでは、はでは、はでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	インを報うした。 (本) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	正職員等・時刻・操作内容及 ティ管理者が広域連合のを ティ管理者が広域連合のを ・及び端末が接続するロー ・表ソフト、ファイアウォール等 は、データ漏えい対策ソフト が態になっており、不 ・態になっており、不 ・変の確保に関するめ、ット ・の端末から禁止し査を取りがか、定電子はしておりまでである。 ・かいに電子は「報シン・ティットで表」というでは、統括情報セキュリティる。 では、統括情報セキュリティる。	以外は行えない仕組みとなっている。 なびデータ配信されたデータは標準シ 票準システムの記録を調査すること カルエリアネットワーク及び市町の窓 等によってセキュリティが確保された稼 がインストールされている。許可された 方法によってデータの漏えいすること 107条及び第108条(法令上の根拠) タの使途は明確である。 法検されている端末やファイルサー 適切な方法によってデータが漏えいす ※)は、ファイルサーバー内に個人情 (モリ)使用状況の監査を行う。 対策の重要性及び意識向上を行うとと を行うことの啓発に努めている。 ・責任者は情報システム等監査責任
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れて	いる ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤っ	た相手に提供	・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	〇配信データと配信先に カ(実行指示)、内容の確 〇広域連合の標準システ	ついては、必ず ŧ認を行う。 ・ムのサーバー	ド二人以上の担当者によっ −及び端末が接続するロー 策ソフト、ファイアウォール等	以外は行えない仕組みとなっている。 って、広域連合の標準システムへの入 カルエリアネットワーク及び市町の窓 等によってセキュリティが確保された稼
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(する措置	委託や情報提供ネットワー	クシステムを通		るその他のリスク及びそのリスクに対

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
	■標準システムにおける措置 ○情報照会結果の入手元は、統合専用端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシス テム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。 ○情報照会の要求を行う際、広域連合の標準システム又は市町の窓口端末の入力画面では、必要な 情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外 の情報照会がされることのリスクを軽減している。
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金は、以下の措置を講じている。 ■中間サーバーにおける措置 ○統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ○支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末を利用して情報にないませた。
	め、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※ 番号法別表第二に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人 情報をリスト化したもの。
リスクへの対策は十分か	「日本とフスト 13072 507 8   一
リスク2: 安全が保たれない;	方法によって入手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	■標準システムにおける措置 〇中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報照会を行うことはできない仕組みとなっている。 〇情報照会に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。 「情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金は以下の措置を講じている。 ■中間サーバーにおける措置 〇中間サーバーにおける措置 〇中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 〇中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 〇中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク
リスクに対する措置の内容	<ul> <li>■標準システムにおける措置 情報照会によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、標準システムに付属する照会要求との関連性や項目間の整合性のチェック等の機能を使用してエラー確認を行うとともに、必要に応じて入手元の情報保有機関への確認や、再度の情報照会を行う。</li> <li>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金は、以下の措置を講じている。</li> <li>申間サーバーにおける措置 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

### リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク ■標準システムにおける措置 〇広域連合の標準システムは市町の窓口端末とのみ接続され、接続には信頼性、安定性の高い通信 環境が期待できるLGWAN回線を用いる。 〇広域連合の標準システムと市町の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施してい ○広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町の窓 口端末とのネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュリティが確保された稼 働環境であり、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 〇広域連合の標準システムのサーバー及び端末にインストールされているウィルス対策ソフトは、常に 最新のパターンファイルを適用している。 ○接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施す 〇広域連合の標準システム端末には、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 〇広域連合の個人情報保護条例に情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制 している。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金は、以下の措置を講じている。 ■中間サーバーにおける措置 リスクに対する措置の内容 〇中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するた め、漏えい、紛失のリスクに対応している(※)。 〇中間サーバーは、外部システムからの接続に対し認証を行い、許可されていない外部システムからの アクセスを防止する仕組みを設けている。また、標準システムと中間サーバーとはオンライン接続しない ○情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を自動で削除 することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ○支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他 に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末 の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 〇中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統 合ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 〇中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービ ス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送 時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 ※ 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。 そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク5: 不正な提供が行われるリスク ■標準システムにおける措置 ○広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログ インを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録 されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特 定する。 ○記録については、広域連合の文書規程に基づき、一定期間保存する。 〇広域連合の個人情報保護条例では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。 ○情報セキュリティ管理者は、広域連合の標準システムから統合専用端末への副本データ登録に関す る記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金は、以下の措置を講じている。 ■中間サーバーにおける措置 リスクに対する措置の内容 ○情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入 手し、中間サーバーにも格納して、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報 の提供の要求であるかチェックを実施している。 ○情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提 供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成し て送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ○特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定 し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定 個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ○支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ロ グイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているた め、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <選択肢> [ 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク
	■標準システムにおける措置 ○広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報セキュリティ管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 ○記録については、広域連合の文書規程に基づき、一定期間保存する。 ○広域連合の個人情報保護条例では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。 ○情報セキュリティ管理者は広域連合の標準システムから統合専用端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。 ○中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報提供を行うことはできない仕組みとなっている。
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金は、以下の措置を講じている。 ■中間サーバーにおける措置 ○情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ○支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ○中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ○中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	■標準システムにおける措置 〇中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報提供を行うことはできない仕組みとなっている。 〇副本登録に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。 「情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金は、以下の措置を講じている。 ■中間サーバーにおける措置 ○情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ○データの形式チェックと、統合専用端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ○統合専用端末において、情報提供データベースの副本データを標準システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能は、該当する医療保険者等のみが利用できるよう制限している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ■統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策
- ○統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定する。
- 〇ユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が統合専用端末を操作できないよう、二要素認証(※)装置を導入する。
- 〇情報授受に用いるフラッシュメモリが使用ができる標準システムの端末を限定し、それ以外の端末では使用しない運用とする。
- ○フラッシュメモリの使用に際しては、情報セキュリティ管理者が認めたもの以外は使用できないよう、システム的に制御する。
- 〇標準システムの端末及び統合専用端末からフラッシュメモリへの複製を行う場合は、パスワード設定を必須とするソフトウェアを導入 する。
- 〇統合専用端末を用いて地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手(オンライン確認)し、広域連合の標準システムに入力を 行う場合は、必ず二人以上の担当者で処理を行い、誤入力を行うリスクを軽減する。
- 〇標準システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、情報セキュリティ管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生 した際に、フラッシュメモリへの不必要な複製をチェックする。
- 〇統合専用端末は中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。
- ○フラッシュメモリではデータを保存せず、使用した都度、すべて削除する。 ○統合専用端末のディスプレイに「のぞき見防止フィルム」を張り付け、関係ない者に操作画面をのぞき見されるリスクを軽減する。
- 〇標準システムの端末及び統合専用端末の不正持ち出し対策として、端末本体を鍵付きの「セキュリティワイヤー」で固定する。
- 〇ハードディスク等内に保存した特定個人情報データは、使用した都度、すべて削除する。

# ※ 二要素認証とは

パスワードと生体情報(静脈や指紋)など、種類の異なる2つの情報を組み合わせて安全性を高めた認証方式。

情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。

- ■中間サーバーにおける措置
- ○支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統 合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を |抑止する仕組みになっている。
- 〇情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバーにて担保されており、不正な名寄せが行われるリス クに対応している。
- 〇中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用すること により、安全性を確保している。
- 〇中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場 合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
- 〇中間サーバーでは、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーを 利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。

7. 特定個人情報の保管・	消去
リスク1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀損リスク
①NISC政府機関統一基準群	3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ] <選択肢> ] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[ 十分に周知している ] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul> <li>■標準システムサーバー等における措置</li> <li>○標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、カードキーでのセキュリティ認証に加え、サーバー室入室までに複数の鍵を要するなど、厳密な入退出管理を実施している。</li> <li>○サーバー機器を設置しているラックは施錠しており、厳密な管理を実施している。</li> <li>○停電によるデータ消失の防止策として、無停電電源装置を備えている。</li> <li>○データセンターのある建物は、新耐震基準に沿って建設されている。</li> <li>○申請書等は施錠可能な保管庫で、広域連合の文書規程に基づき保管をしている。</li> <li>■中間サーバーにおける措置</li> <li>○中間サーバーを取りまとめ機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容	■標準システムサーバー等における措置 ○標準システムのサーバー及び端末にはウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態を保っている。もし、パターンファイル配信されていない端末を把握した場合は、情報セキュリティ管理者等が迅速に適用を行う。 ○不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ○オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 ○標準システムのサーバーはデータセンターに設置しているためリモートアクセスで操作を行うが、広域連合事務局内の専用端末からしか実施できない。 ■取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置 ○統合専用端末はインターネットに接続できないよう分離する。 ○統合専用端末は中間サーバー以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。 ■中間サーバーにおける措置 ○中間サーバーにおける措置 ○中間サーバーにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバーにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバーにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバーにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバーには、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ○中間サーバーでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ○導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティバッチの適用を行う。 ○可聞サーバーと広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 ※ UTMとはコンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置のこと。
⑦バックアップ ⑧事故発生時手順の策定・	1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない 「 +公に行っている 1 <選択肢>
周知	1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない

機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[ 発生あり	]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	案が発生した。 医なっており、発生ただし、委託先	<ul><li>■療機関が提り</li><li>の原因は、レー</li><li>に持ち込まれ</li></ul>	出枚数とし セプトを受 たレセプト	て申し出た件数と、実際 け付けた際に即座に枚	た紙レセプトの枚数が3件合わない事に委託先で数えたレセプトの件数が異数確認を行わなかったためである。 は確認までの間は施錠された部屋で保5年12月)。
	再発防止策の内容	事故発生前、委後は「紙レセプト	を託先は医療 の受付マニュ	機関から組 アル」を作り	或し、枚数確認をしてか 接密なチェックを行うなど	を強く求めた。 対数確認を実施していなかったが、事故 ら受領するよう変更するなど管理体制 、再発防止に努めている。
⑩死者	<b>皆の個人番号</b>	[ 保管	している	]	<選択肢> 1)保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人	番号と同様の	方法にて安	そ全管理措置を実施する	00
その他	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[ +5	うである	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	る 2) 十分である 3
リスク	2: 特定個人情報が古	い情報のまま保管	ぎれ続けるリ	スク		
リスク	に対する措置の内容	入手し、広域連合保管され続けるこ ○その他の情報ステムのデータへい。 ■取りまとめ機関	5町からの日2 合の標準シス− ことはない。 についても、「 に一スを更新し りが定める広よ 格情報等の新	欠での送信 テムのデー 市町からたと でいるたと 或連合録又「 現登録又「	データによって、住民基タベースを更新している 期的にデータ連携によるか、特定個人情報が古い 別における措置 は情報の更新があった。	本台帳情報及び住登外登録情報等を ため特定個人情報が古い情報のまま る入手を行うことで、広域連合の標準シ 情報のまま保管され続けることはな 際は、速やかに中間サーバーの委託区
リスク	への対策は十分か	[ +5	∱である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまで	も存在するリン	スク		
消去	手順 	[ 定め	りている	]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	手順の内容	制限なく保険料照報については、その申請書等は広 ■取りまとめ機関の資格審査得に果、資格を得られ の特定個人情報を制除する。	の確保に関す 武課額を減額 での時点ので注 域連合の文書 りが定める広り 中間サーバー いな保管期間を る。	でる法律に、 更正できる。 まする。 書規程に 基 或連合の運運用を で、運用を で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	より、平成26年度までに とされているため保管か づき、適切に保管をして 『用における措置 援環境(委託区画)に特別 援環境(委託区画)に登録	定個人情報を登録する。資格審査の結 录した特定個人情報を消去する。 ・—バー委託区画に登録されている資
その他	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[ +5	汁である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	

### 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ■運用上のルールによる措置
- 〇プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底
- 〇不要となった特定個人情報記載用紙のシュレッダー廃棄の徹底
- 〇保存満了分文書廃棄の適切な実施(溶解、裁断の実施)
- ○書類又はメディアの搬送時の所在追跡可能な手段の実施
- ○執務用デスク周辺の整理整頓及び退庁時の施錠の実施
- ○離席時のスクリーンセーバー又はシャットダウン
- 〇機器の廃棄時、ハードディスク内の特定個人情報が復元不可能な形態での消去の実施、または破壊の実施
- ○使用済みメディアの粉砕、廃棄の適切な実施
- ○電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う
- ■特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応

平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示(平成27年12月25日改正)の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に基づき、次の対応を行う。

- (1)最高情報統括責任者等に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。
- (2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。
- (3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
- (4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。
- (5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人 が容易に知り得る状態に置く。また、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。
- (6)厚生労働大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個 人情報保護委員会に報告する。

# Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監査	
①自己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的なチェック方法	情報セキュリティ管理者は、標準システム及び所管するネットワークにおけるセキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況の点検を行うために自己点検項目のチェックリストを作成し、当該チェックリストを用いて年1回点検を実施し、その点検結果を最高情報統括責任者並びに統括情報セキュリティ責任者(※)に報告する。  ※ 広域連合のセキュリティポリシー等により、事務局長を最高情報統括責任者とする。最高情報統括責任者は、広域連合における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。また、事務局次長を統括情報セキュリティ責任者と
	し、最高情報統括責任者を補佐する。
②監査	[ 十分に行っている ] \斑が以/ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	■広域連合における措置 ○統括情報セキュリティ責任者は情報システム等監査責任者を指名し、特定個人情報の取扱いについて内部監査を定期的に実施する。 ○情報システム等監査責任者は、情報セキュリティ委員会に監査結果を報告するとともに、広域連合監査委員に対しても、定期監査において監査結果を報告する。 ○広域連合の監査委員は、定期監査での報告に対し、情報セキュリティ委員会に意見することができる。 ○情報セキュリティ委員会は、監査結果の報告並びに広域連合の監査委員の意見を受け、問題点等の指摘がある場合には、直ちに必要な措置を講じる。 ※ 広域連合のセキュリティポリシー等により、最高情報統括責任者を委員長とした情報セキュリティ委員会を設置し、セキュリティに関する重要な事項を決定することとしている。  ■取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置 広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・	<b>这</b> 発
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な方法	■広域連合における措置 ○職員及び嘱託員の就任時には、統括情報セキュリティ責任者並びに情報キュリティ管理者が、広域連合職員を対象とした新任担当者研修会の中で個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を実施する。 ○就任時以外にも、広域連合の全職員を対象とした個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を、必要に応じて(年に1回程度)実施する。 ○委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、情報セキュリティ管理者が委託業者に対して情報セキュリティポリシー等のうち委託業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明する。 ○違反行為を行ったものに対しては、その都度指導の上、違反行為の重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。  ■取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置 中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。
3. その他のリスク対策	
_	

# V 開示請求、問合せ

1. 犋	宇定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
①請求	<b>求先</b>	753-0072 山口県山口市大手町9-11 山口県自治会館4階 山口県後期高齢者医療広域連合 総務課 ※郵送の場合の宛先についても同上。
②請>	求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
	特記事項	_
③手续	<b>牧料等</b>	【 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 ■手数料額 ○(文書・図面)単色刷り: 1枚につき10円、多色刷り: 1枚につき70円 (手数料額、納付方法: ○(電磁的記録)作成に要する費用 ) ■納付方法 納付書による振り込み
④個 /	人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	個人情報ファイル名	
	公表場所	_
⑤法~	<b>令による特別の手続</b>	
⑥個/記載等	人情報ファイル簿への不	_
2. 特	<b>定個人情報ファイル</b> の	の取扱いに関する問合せ
①連約	各先	753-0072 山口県山口市大手町9-11 山口県自治会館4階 山口県後期高齢者医療広域連合 業務課
②対1	芯方法	○問い合わせ受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ○情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせであれば、関係先等にその事実確認を行うための 標準的な処理期間を要する。

# VI 評価実施手続

Ⅵ 評価実施手続	
1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年12月5日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	広域連合のホームページ及び事務局の窓口において案を閲覧に供し、意見を募集した。
②実施日・期間	【策定】平成27年6月10日~平成27年7月9日 【見直し①】平成28年12月16日~平成29年1月16日
③期間を短縮する特段の理 由	
④主な意見の内容	【策定】意見の提出なし 【見直し①】意見の提出なし
⑤評価書への反映	_
3. 第三者点検	
①実施日	【策定】平成27年6月19日、6月22日、7月2日、7月13日 【見直し①】平成29年1月12日、2月16日
②方法	山口県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会が第三者点検を行った。
	【策定】 特定個人情報保護評価書(以下、評価書とする。)の記載内容について、山口県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会(以下、審査会とする。)が特定個人情報保護評価指針に定められている適合性及び妥当性の観点から点検を実施し、ともに基準を満たしていると認められた。  お、審査会での意見や指摘を踏まえ、以下の点において評価書の記載の修正・追加を行った。  『評価書の修正・追加内容  特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策  「権限のない者によって不正に使用されるリスク」の具体的な管理方法について →標準システムのログインパスワードを、定期的に変更していることの記載を追加  「リスクへの対策」の選択は、重要性や影響を考慮し決定すべき →広域連合として特に力を入れて対策をすべきと考える項目を、「特に力を入れている」に変更併せて「不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」の措置に、人的対策の記載を追加  「特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の過去3年以内に発生した重大事故の記載 →漏れていた原因(問題点)の記載を追加し、再発防止策も明確な内容に変更  「その他のリスク対策」で、内部監査以外の必要性 →広域連合の監査委員に監査結果を報告し、問題点の指摘等がある場合は直ちに必要な措置を講じ
③結果	るという記載を追加 また、審査会におけるその他の意見として、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「特定個人情報の使用」において、標準システムへの「アクセス失敗の記録」(パスワードが異なる等の理由により、ログインできなかった記録)を残すべきとの指摘があった。当該記録の取得についてシステムの開発元に確認したところ、現状では不可能であったため、結果的に評価書への記載は見送ることになったが、広域連合としても「アクセス失敗の記録」は取得し、残すべきと考えることから、開発元に機能追加の要望を行うことで審査会では了解いただいた。  【見直し①】 評価書の記載内容について、審査会が特定個人情報保護評価指針に定められている適合性及び妥当性の観点から点検を実施し、ともに基準を満たしていると認められた。 なお、審査会での意見や指摘を踏まえ、以下の点において評価書の記載の修正・追加を行った。

### ■評価書の修正・追加内容

- Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
- 〇入力業務が発生する地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手は、リスクとして取り上げ るべきではないか
- →「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」に、 入力作業が伴うものは、必ず2人体制で事務を行い、誤入力のリスクを減らす旨の記載を追加
- ○統合専用端末は「セキュリティワイヤー」で固定するとがあるが、標準システムの端末は行わないのか →「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」に、 統合専用端末に加え、標準システムの端末も「セキュリティワイヤー」で固定することを追加

なお、審査会において次の指摘が行われ、今後の検討課題とすることとなった。

- Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
- ○「7. 特定個人情報の保管・消去」の「⑤物理的対策」について、標準システムデータセンターへの監視 カメラ設置の必要性
- Ⅳ その他のリスク対策
- ○「②監査」について、外部監査の実施の必要性

また、個人番号利用事務の再委託を行う場合について、許諾だけでなく再委託先の契約解除の必要性を指摘された。この件については、再委託先の安全管理措置等を十分に行った上で許否を行う、再委託先が許容できない事故を起こした場合は、委託先との契約自体を解除する可能性もあるということで、理解を得た。

### 4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】

①提出日

②個人情報保護委員会によ る審査

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日,	1 基本情報 ※別添1を含む。	I	情報連携に関する記述を追加した。	量	〇重要な変更 〇事後で足りるものの、任意 に事前提出(※以外の項目)
Ш	エ 特定個人情報ファイルの 平成29年2月27日 概要 ※別添2を含む。		情報連携に関する記述を追加した。	事	〇重要な変更 〇事後で足りるものの、任意 に事前提出(※以外の項目)
П.	エ 特定個人情報ファイルの 平成29年2月27日 概要—6. 特定個人情報の保管・消去—②保管期間—期間	10) 定められていない	9)20年以上	損	事後で足りるものの、任意に 事前提出(※以外の項目)
平成29年2月27日;	I 特定個人情報ファイルの概要―6.特定個人情報の保管・消去―②保管期間―その妥当性	〇後期高齢者医療関連情報ファイルについては、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課を減額更正できるとされているため、恒久的に保管する必要がある。	〇高齢者の医療の確保に関する法律により、平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間は保管する。	墙	事後で足りるものの、任意に 事前提出(※以外の項目)
平成29年2月27日;	II 特定個人情報ファイルの概要—6. 特定個人情報の保管・消去—③消去方法	〇後期高齢者医療関連情報ファイルは消去しない。	〇事務に必要な期間が経過した時点で消去する。	損	事後で足りるものの、任意に 事前提出(※以外の項目)
平成29年2月27日;	m 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策		情報連携に関する記述を追加した。	損	重要な変更
平成29年2月27日	皿 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策一2. 特定個人情報の入 手(情報提供ネットワーケンス テムを通じた入手を除く。)ー リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク ーリスクに対する措置の内容	I	〇広域連合の標準システム端末には、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。	海	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	皿 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策―4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託―情報保 護管理体制の確認	広域連合の情報セキュリティポリシー等に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。	広域連合の情報セキュリティポリシー等に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認し、必要かつ適切な監督を行う。	福・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重要な変更
平成29年2月27日	<ul><li>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスケ対策一7、特定個人情報の保管・消去一リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスケー消去手順</li></ul>	2) 定めていない	1)定めている	福	重要な変更
平成29年2月27日	<ul> <li>□ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策ーフ.特定個人情報の保管・消去―リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク―消去手順ー手順の内容</li> </ul>	〇後期高齢者医療関連情報ファイルについては、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限な〈保険料賦課を減額更正できるとされているため、恒久的に保管する必要がある。	〇高齢者の医療の確保に関する法律により、平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため保管が必要だが、事務に必要が次ななった情報については、その時点で消去する。	福・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重要な変更
平成29年2月27日	<ul> <li>□ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策ーフ、特定個人情報の保管・消去―特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</li> </ul>	l	以下の2つについて、追加した。 ■運用上のルールによる措置 ■特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応	福・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重要な変更
平成29年2月27日	Ⅳ その他のリスク対策	I	情報連携に関する記述を追加した。	墙	重要な変更
平成29年2月27日 VI	VI 評価実施手続	I	平成29年1月、2月に実施した第三者点検の結 果を追加した。	温 <del>师</del>	事後で足りるものの、任意に 事前提出(※以外の項目)

担併生(※)	①注今上の担告	②担##!─+\;↓₹四冷	②相供士工桂却
提供先(※)	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1 厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 第1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」)であって主務省令で定めるもの
2 全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第二 第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3 健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第二 第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4 厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二 第4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行う こととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定 めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第二 第5項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
6 市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第17項	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支に関する情報であって主務省令で定めるもの
7 都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二 第22項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院 措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に 程する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
8 都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二 第26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
9 市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律 に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
10 日本私立学校振 興·共済事業団	番号法第19条第7号 別表第二 第33項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
国家公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二 第39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
12 市町村長又は国 民健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第二 第42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
13 地方公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第二 第58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
14 市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
15 後期高齢者医療 広域連合	番号法第19条第7号 別表第二 第80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
16 市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第82項	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に 関する情報であって主務省令で定めるもの
17 都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第二 第87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
18 市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第93項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の 実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又 は保健所を設置 する市の長	番号法第19条第7号 別表第二 第97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
20 都道府県知事又 は市町村長	番号法第19条第7号 別表第二 第109項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
21 都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第二 第119項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療 費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定す他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省で定めるもの
21 都道府県知事			他の法令による給付の支給に関する情報であ

# ※提供先について

- ※だ供光について の広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。 〇情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体 は支払基金である。 〇ここでは、支払基金が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を提供する提供先を記載している。